

「アパ日本再興大賞」選考実施要項

1. 趣旨

「アパ日本再興大賞」は、当財団設立の目的である、「正しい国家観、世界観、歴史観を持った人材を育成し、日本国民が自虐史観によって失った国に対する誇りを取り戻し、誇りある祖国である日本を成長発展させる」ことを実現するため、近現代史、国際関係、政治・政策等の分野において優れた研究を行い、我が国が、激動する国際社会の中で誇りをもって成長発展していくための提言を行った作品を表彰する。

2. 選考対象

(1) 推薦人による候補作品の推薦

本大賞の選考対象は、第2項に定める推薦人によって推薦を受けた作品とする。

なお審査委員とその配偶者及び三親等内の親族の作品については、審査委員と直接の利害関係のある作品として推薦対象から除外する。

(2) 推薦人の資格

推薦人は、当財団理事、評議員、監事及び当財団が主催する「勝兵塾」の特別講師顧問、講師特待生とする。(但し審査委員を除く。)

(3) 候補作品の推薦基準

近現代史、国際関係、政治・政策に関連して、過去5年以内に日本国内で発刊された書籍、もしくは学術誌又は雑誌に掲載された論文のうち、本大賞の趣旨に照らして特に優れた功績をあげた作品。

(4) 推薦方法

推薦人は別紙の推薦用紙に必要事項を記入の上、推薦の根拠となる書籍や論文等の業績を示すものを添えて、推薦期間内に事務局に提出する。なお、推薦は推薦人1名につき1作品までとする。

3. 選考方法

(1) 事務局による一次選考

推薦人によって推薦された候補作品のうち、事務局において推薦用紙の記載事項に不備がないか確認を行うとともに、本大賞の趣旨にある近現代史、国際関係、政治・政策等の分野に該当しないもの又は、推薦基準である「過去5年以内に日本国内で発刊された書籍、もしくは学術誌又は雑誌に掲載された論文」でないものを除外し、絞り込みを行う。

なお、事務局員の作品が候補作品として推薦された場合には、当該事務局員は一次選考の業務に関与しないようにし、公平な選考が行われるように留意する。

(2) 審査委員による最終選考

事務局によって絞り込まれた候補作品のうち、審査委員によって最終選考を行い、本大賞の受賞作品を決定する。ただし最終選考の結果、大賞受賞作品を1作品に決めることができない場合、優秀賞を複数作品に与えることができる。また、本大賞の他、審査委員が特に優秀と認めた作品に対して、特別賞を与えることができる。

(3) 受賞条件

受賞作品の著者が事務局から依頼した書類等を提出するとともに、本大賞表彰式に出席し、受賞作品に係る講演を行うことを、本大賞受賞の条件とする。

4. スケジュール

(1) 推薦期間

毎年4月1日から8月31日までとする。

(2) 発表時期

毎年10月下旬とする

(3) 表彰時期

原則12月7日とする。

5. 審査委員

(1) 審査委員は本大賞の選考及び当財団が主催する「真の近現代史観」懸賞論文制度における選考を行う。

(2) 審査委員の選定方法については、別途「審査委員選定規程」に定める。

6. 賞金及び副賞

本大賞の賞金は金10,000,000円とする。ただし優秀賞を与える場合、賞金は金10,000,000円を各受賞作品に配分することとし、各受賞作品への配分額は、審査委員会で任意に決めるものとする。また、特別賞の賞金は金500,000円とする。

7. 審査結果の公表

受賞作品の決定後、速やかに当財団ホームページで審査結果を公表するとともに、受賞作品の著者には別途通知する。

以上